

大宮スーパー・ボールパーク施設基本計画等作成業務委託
企画提案の評価基準

評価の配点は100点満点とし、評定の端数処理は、小数点第二位を四捨五入する。

審査項目	評価事項	審査内容	配点
1. 会社の 業務実績	(1) 同種業務の 実績又は類似 業務の実績	「同種業務の実績」の点数と、「類似業務の実績」の点数の合計とする。ただし、右に記載の配点を限度とする。 【同種業務の実績】 過去10年間^{*1}に、国または地方公共団体が発注した、契約金額が4,000万円以上のスポーツ施設又はレクリエーション施設の整備を伴う公園又は緑地整備に係るPFI等事業^{*2}に関する設計業務又は支援業務^{*3}を受注し、完了した実績があるか (1件当たり2点とし、最大4件まで) 【類似業務の実績】 過去10年間^{*1}に、国または地方公共団体が発注した、契約金額が1,000万円以上の公園又は緑地整備に係るPFI等事業^{*2}に関する設計業務又は支援業務^{*3}を受注し、完了した実績があるか (1件当たり1点とし、最大4件まで)	8
	(2) その他の業 務実績	「プロジェクトマネジメント業務」の点数と、「設計業務又は支援業務」の点数の合計とする。ただし、右に記載の配点を限度とする。 【プロジェクトマネジメント業務】 過去10年間^{*1}に、国内における以下の賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメント業務を受注し、完了した実績があるか ①大規模な観客席を有する競技施設^{*4} ②宿泊、飲食を含む複合施設^{*5}等 (①、②それぞれ1件当たり2点とする) 【設計業務又は支援業務】 過去10年間^{*1}に、国内における以下の賑わいを複合的に創出する施設の整備に関する設計業務又は支援業務^{*3}を受注し、完了した実	4

		績があるか ①大規模な観客席を有する競技施設^{*4} ②宿泊、飲食を含む複合施設^{*5}等 (①、②それぞれ1件当たり1点とする)	
		小計	1 2
2. 業務責任者の実績	(1) 同種業務の実績又は類似業務の実績	「同種業務の実績」の点数と、「類似業務の実績」の点数の合計とする。ただし、右に記載の配点を限度とする。	8
		【同種業務の実績】 業務責任者が過去10年間^{*1}に、国または地方公共団体が発注した、契約金額が4,000万円以上のスポーツ施設又はレクリエーション施設の整備を伴う公園又は緑地整備に係るPFI等事業^{*2}に関する設計業務又は支援業務^{*3}を受注し、完了した実績があるか (1件当たり2点とし、最大4件まで)	
		【類似業務の実績】 業務責任者が過去10年間^{*1}に、国または地方公共団体が発注した、契約金額が1,000万円以上の公園又は緑地整備に係るPFI等事業^{*2}に関する設計業務又は支援業務^{*3}を受注し、完了した実績があるか (1件当たり1点とし、最大4件まで)	
	(2) その他業務実績	「プロジェクトマネジメント業務」の点数と、「設計業務又は支援業務」の点数の合計とする。ただし、右に記載の配点を限度とする。	4
		【プロジェクトマネジメント業務】 業務責任者が過去10年間^{*1}に、国内における以下の賑わいを複合的に創出する施設の整備に関するプロジェクトマネジメント業務を受注し、完了した実績があるか ①大規模な観客席を有する競技施設^{*4} ②宿泊、飲食を含む複合施設^{*5}等 (①、②それぞれ1件当たり2点とする)	
		【設計業務又は支援業務】 業務責任者が過去10年間^{*1}に、国内における以下の賑わいを複合的に創出する施設の整備に関する設計業務又は支援業務^{*3}を受注し、完了した実績があるか	

		①大規模な観客席を有する競技施設* ⁴ ②宿泊、飲食を含む複合施設* ⁵ 等 (①、②それぞれ1件当たり1点とする)	
		小計	1 2
3. 技術提案の内容	(1) 全体事業計画の策定支援に関する提案	ア 県が、大宮スーパー・ボールパーク構想の実現に向けた全体事業計画を策定するために、以下の各項目について、具体的かつ実現可能な支援内容が提案されているか ①社会経済情勢の変化や法令等の制約を踏まえた上で、民間活力（民間資金やノウハウ）の導入を最大限生かせる事業手法の選定等 ②大宮公園の地形や景観などの魅力ある環境を踏まえ、試合等がない日も含めて誰もが楽しめる、公園全体の魅力向上につながる配置の選定等 ③再整備に伴う既存施設の利用不可期間の短縮や工事施工中を含めた周辺地域への影響を踏まえ、適切な事業推進が図られる整備順序の選定等 イ 提案内容は、提案者の実績、ノウハウが生かされたものであるか	2 4
	(2) 施設基本計画及び要求水準書等の作成支援に関する提案	ア 県が、施設基本計画及び要求水準書等を作成するために、以下の各項目について、具体的かつ実現可能な提案がされているか ①各施設の施設整備方針等について、大宮スーパー・ボールパーク基本計画における整備コンセプト等の具体化のポイント ②既存施設利用者等の意向を反映させた上で、民間活力を最大限生かすことができる募集条件等の設定のポイント ③大宮公園全体の効果的な運営を見据えた、各施設の施設運営方針やソフト事業等との連携のポイント イ 提案内容は、提案者の実績、ノウハウが生かされたものであるか	4 0

	(3) 大宮公園全体将来整備イメージ図の作成に関する提案	ア 県民に大宮公園全体の将来像を分かりやすく表現するための創意工夫がなされたイメージ図の作成について、そのポイントが提案されているか イ より多くの県民の方々が大宮公園全体の将来像に共感し、県民のわくわく感を高めることができる創意工夫がなされたイメージ図等の作成に関する提案がされているか（イメージ図の作成以外の任意提案についても評価の対象とする）	1 2
	小計		7 6
4. 提案価格		妥当性の確認（見積価格は委託限度額以下か）	確認
合計			1 0 0

- * 1 過去 10 年間とは、契約の締結日に関わらず平成 28 年 4 月 1 日から公示日まで
の間を示す。
- * 2 P F I 等事業とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業、都市公園法第 5 条の 2 の公募設置管理制度による事業及び D B 方式・D B O 方式その他設計、建設、維持管理又は運営の全部又は一部を民間事業者に一括して委ねる官民連携事業をいう。
- * 3 支援業務とは、事業手法の検討、導入可能性調査、実施方針・要求水準書・公募設置等指針等の公募資料の作成支援、事業者選定支援その他これらに類する業務をいう。
- * 4 大規模な観客席を有する競技施設とは、興行場等に係る技術指針（平成 3 年 12 月 11 日住指発第 559 号）に規定する椅子席、ます席のうち建物に恒久的に固定された構造を持つものが、大宮公園の競技施設のうち最も収容人数の小さい野球場（実質座席数 12,000 席）以上の施設とする。なお、立見席、待見席は含まない。
- * 5 宿泊、飲食を含む複合施設における宿泊施設とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業とする。また、飲食とは食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第一号に規定する飲食店営業とし、宿泊施設の利用者以外にも利用可能なものとする。